

☆あいサポート運動
☆手話言語条例
☆全国障がい者芸術・文化祭



鳥取県における今後の特別支援教育の在り方

(平成27年度～平成31年度)

障害者の権利に関する条約に基づく「共生社会」の実現を目指す
「共に学び、共に暮らし、共に生きる」

基本方針①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

【keyword】連続性のある「多様な学びの場」の確保、合理的配慮及び基礎的環境整備の確保、交流及び共同学習等の推進、県民への理解啓発の促進

基本方針②

発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備する。

【keyword】個別の教育支援計画の作成・活用、円滑な移行支援、「顔の見える」関係機関との連携強化

基本方針③

特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒等一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図る。

【keyword】一人一人の教育的ニーズへの対応、教職員の専門性向上、担任等へのサポート体制整備、学びの質の向上

基本方針④

各地域において教育資源の組合せ(スクールクラスター)による、特別支援教育推進体制の構築を促進する。

【keyword】県と市町村の連携による教育資源の組合せ、特別支援学校の専門性の確保・向上、特別支援学校に外部専門家の配置を促進、センター的機能の充実

具体的な取組例(施策の方向性)

【全校種共通の取組】

- 教職員の専門性向上
 - ・職務や経験に応じた研修の充実
- 学校間や関係機関・者間の連絡調整を強化
 - ・市町村教委等へ「地域支援コーディネーター」(仮称)の配置を促進
- 手話に関する学習活動等の充実
 - ・手話普及支援員の活用推進等
- 障がいのある児童生徒等への虐待、いじめ、不登校等への対応を強化
 - ・関係機関との連携強化
 - ・定期的なコンサルテーションの実施等
- 児童生徒等の交流及び共同学習の推進
 - ・多様で効果的な方法による継続的な実施

- 児童生徒一人一人の教育の充実を目指した環境整備
○地域の学校等のサポート体制を強化

【特別支援学校】

- 教員の専門性の確保と向上
- キャリア教育を充実

- 外部専門家等の配置を促進
- 職場等への定着支援の充実

【特定教育・保育施設等】

- 早期支援体制の整備
 - ・教育と関係機関の連携強化
- 就学支援体制の見直し
- 小学校への円滑な移行支援
- 教職員等の専門性の向上
- 施設のサポート体制を充実

特別支援学校によるサポートの充実

【小・中学校】

- 校内支援体制の見直し
 - ・児童生徒一人一人の学びを保障
 - ・学びの場の柔軟な見直し
- 特別支援学級担任の専門性向上
- 通常の学級における指導の充実
- 通級指導教室の拡充
- 通級指導教室の入級条件を見直し
- 学校のサポート体制を充実
 - ・中核となる教員の養成・配置
 - ・特別支援学校センター的機能
 - ・「特別支援教育地域推進拠点校(仮称)」の指定

【高等学校】

- 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の提供
 - ・自立活動に類する実践の場を確保
 - ・義務教育段階の学び直しの支援
- 必要な教育環境の整備
 - ・特別支援教育支援員の拡充等
- 教員等の専門性の確保
- 学校のサポート体制を充実
- 関係機関のネットワークの充実